

令和5年7月
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

会 議 録

令和5年7月20日 開会

令和5年7月20日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年7月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

目次

○会議録 [7月20日(木)]

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	3
日程第4 議案第8号から議案第11号まで一括議題 (専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広域 連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)他3件)	4
閉会	7

令和5年7月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

令和5年7月20日

開会 午後1時54分

閉会 午後2時05分

令和5年7月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

招集年月日 令和5年7月20日（木曜日）

招集場所 広域連合議会議場（大津市民会館 2階 小ホール）

会議に出席した議員（17名）

1番	佐藤健司	2番	和田裕行
3番	浅見宣義	4番	小西理
6番	森中高史	7番	竹村健
8番	岩永裕貴	9番	栢木進
10番	生田邦夫	11番	中川義人
12番	小椋正清	13番	平尾道雄
14番	堀江和博	15番	西田秀治
16番	有村国知	17番	中島政幸
19番	久保久良		

会議に欠席した議員（2名）

5番	橋川涉	18番	野瀬喜久男
----	-----	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	福井正明	副広域連合長	仁科芳昭
事務局次長	古川智一	管理監	池田征史
(兼会計管理者)		(兼業務課長)	
総務企画課長	奥野貫	業務課副参事	池田奈美
(兼会計課長)			

職務のため出席した者の職氏名

書記	二村めぐみ	書記	日江井達郎
----	-------	----	-------

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第8号から議案第11号
(専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)他3件)

会議に付した事件

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第8号から議案第11号
(専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)他3件)

議事の経過

開会 午後 1 時 5 4 分

(開会 開議)

○議長（岩永裕貴君） ただいまから、令和 5 年 7 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は、17 名、欠席議員は 2 名。欠席議員は、橋川議員、野瀬議員であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付いたしております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

○議長（岩永裕貴君） 日程第 1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 5 条第 2 項の規定により、本職において指定いたします。

森中高史議員は 6 番に、中川義人議員は 11 番に指定いたします。

(日程第 2)

○議長（岩永裕貴君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則 第 97 条の規定により、3 番 浅見宣義議員、4 番 小西理議員を指名いたします。

(日程第 3)

○議長（岩永裕貴君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岩永裕貴君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたし

ました。

(日程第4)

○議長(岩永裕貴君) 日程第4、議案第8号から議案第11号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○広域連合長(福井正明君) はい、議長。

○議長(岩永裕貴君) はい、広域連合長。

○広域連合長(福井正明君) 本日、議員の皆様方にご参集いただき、令和5年7月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会し、諸案件の審議をお願いすることに当たりまして、その概要を説明いたしますとともに、諸般の報告をさせていただきます。

この度、3月に行われました広域連合長選挙におきまして、皆様のご支持を賜り、広域連合長の重責を担わせていただくこととなりました。

今後とも、当広域連合の運営にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、はじめに後期高齢者医療制度を取り巻く最近の情勢についてですが、5月には「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、今後、現役世代と後期高齢者間における負担割合の見直しや、出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者が支援する仕組みの導入など、当医療制度が大きく変わることとなりました。

また、6月には、いわゆる「マイナンバー法等の一部改正法」が成立したことに伴い、被保険者証の廃止が決まり、高齢者の皆さまが不安なくスムーズに診療を受けられるよう、市町と連携を図りつつ丁寧な周知広報に取り組んでまいります。

それでは、当広域連合における「医療費の動向」についてご報告をさせていただきます。

被保険者数は、令和5年6月末現在で、初めて20万人の大台に乗るとともに、制度開始から15年余りで、約6万5,000人余りの増加となっております。

これに伴い、医療給付費全体につきましても、令和4年度の医療給付費総額は、対前年度比で5.9%の高い伸びとなり、直近の本年4月分の医療給付費でも、対前年同月比で6.2%と大幅な伸びが続いております。

これらの伸びにつきましては、令和4年以降、団塊の世代の方々が、順次、年齢到達されていることが主な要因であり、この状況は、今後2年程度は続くことから、医療費の動向には、十分に注視してまいりたいと考えております。

このような状況下において、本広域連合の基本理念である「高齢者の誰もが、滋賀の地域で安心して健やかに暮らすことができる健全で円滑な医療制度の運営」を図っていくことが、重要な役割であると考えておりますので、今後とも、当広域連合の運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今議会に提出しております議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第8号は、「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」につきまして、専決処分を行いましたので、これを報告するとともに議会の承認を求めるものであります。改正内容でございますが、保険料均等割の軽減対象となる所得基準額について、国による基準額の見直しを受け、当広域連合においても見直しを行うため、所要の改正を行ったものでございます。

次に議案第9号は、特別会計の補正予算でございます。1,470万3,000円の増額を行うものでございます。

主な内容についてですが、今般の後期高齢者医療保険料軽減判定誤り事案に係る関係者間の合意に基づき、当該事案対応費用の全額及び逸失利益分が解決金として契約相手先から支払われることに伴い、給付費等準備基金への積み立てなど当該解決金処理に要する所要額を計上するものであります。また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する法律が成立したことに伴い、国の特別調整交付金を財源に、被保険者への周知広報等に要する経費を計上するものでございます。

次に、議案第10号は、副広域連合長に伊藤定勉豊郷町長を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第11号は、広域連合議員のうちから選任する監査委員に佐藤健司議員を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

以上、4件の議案につきまして、ご審議いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

○議長（岩永裕貴君） 提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第8号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第8号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第8号「専決処分につき承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第9号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第9号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第9号「令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第10号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第10号「滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき、議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第11号について、地方自治法第117条の規定により、1番、佐藤健司議員の退場を求めます。

議案第11号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第11号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第11号「滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり同意することに決しました。

1番、佐藤健司議員の入場を許可します。

佐藤議員にお伝えいたします。全員一致で原案のとおり同意されましたことをご報告申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年7月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時05分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

令和5年7月20日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

岩 永 裕 貴

署 名 議 員

浅 見 宣 義

署 名 議 員

小 西 理